



トピックス



企業が従業員のコロナ感染予防対策費用を負担した場合の取り扱い

新型コロナウイルス感染症に関して、企業が従業員の感染予防対策費用を負担した場合の税法上の取扱いについて国税庁よりFAQが追加されました。消耗品・備品の購入費用、感染が疑われる場合の宿泊費・交通費、PCR検査費用、室内消毒の委託費用について明記されています（一部抜粋）。

① マスク、石鹸、消毒液、消毒用ペーパー、手袋などの消耗品費の購入費

業務のために通常必要な費用（例えば、勤務時に使用する通常必要なマスク等の消耗品費）について、その費用を精算する方法（従業員からその費用に係る領収書等の提出を受けて、その費用を精算する方法（以下同じ。）により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、給与として課税されません（企業がマスク等を直接配布する場合も同様）。

ただし、業務のために通常必要な費用以外（例えば、勤務とは関係なく使用するマスク等の消耗品等）について支給するものや、従業員の家族など従業員以外の者を対象に支給するもの、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を返還する必要がないものは、給与として課税対象となります。

② 従業員が自宅に設置する間仕切り、カーテン、椅子、机、空気清浄機などの備品の購入費

業務のために通常必要な費用（例えば、テレワークを行うための環境整備費用など）について、その費用を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、課税されません。（ただし、備品の所有権を従業員が有するものは除く）
また、企業が所有する備品を専ら業務に使用する目的で従業員に貸与する場合には、給与として課税されません。

ただし、業務のために通常必要な費用以外の費用について支給するもの（例えば、勤務とは関係なく使用する電化製品など）や、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を返還する必要がないもの、備品の所有権を従業員が有するもの（貸与ではなく支給するもの）は、給与として課税対象となります。

参照：国税庁 (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/O4.htm>)

その他

月次支援金の申請受付が、令和3年6月16日（水）より開始されます【経産省】。
月次支援金は、令和3年の4月以降に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に支援するために支給されるものです。

詳しくはこちら ⇒ https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html



人事・労務

「一時帰休がある場合の算定基礎届について」

一時帰休による休業手当が支給されている場合の算定基礎届の仕方は以下のとおりです。

1) 7月1日時点で一時帰休の状況が解消している場合

4月、5月、6月のうち、休業手当を含まない月を対象とします。
なお、4～6月のいずれにも休業手当が支払われている場合は、一時帰休により低額な休業手当等に基づいて決定または改定される前の標準報酬月額で決定します。

○給与の規定
月給制・毎月20日締切、当月25日支払

月	支払基礎日数	基本給	残業手当	合計
4月	31日	160,800	0	160,800
5月	30日	268,000	4,000	272,000
6月	31日	268,000	9,100	277,100
総計				709,900

↓

「9. その他」欄に休業手当の支払月、一時帰休の実施期間（解消したときは「〇月〇日一時帰休解消」等を記入します。）

月	支払基礎日数	基本給	残業手当	合計
4月	31日	160,800	0	160,800
5月	30日	272,000	0	272,000
6月	31日	277,100	0	277,100
総計				709,900

報酬月額 = (272,000円 + 277,100円) ÷ 2 = 274,550円

2) 7月1日時点で一時帰休の状況が解消していない場合

一時帰休による休業手当が支払われた月のみで算定するのではなく、通常の給与を受けた月も併せて報酬月額を算定します。

○給与の規定
月給制・毎月20日締切、当月25日支払

月	支払基礎日数	基本給	残業手当	合計
4月	31日	272,000	10,600	282,600
5月	30日	272,000	5,900	277,900
6月	31日	169,000	3,100	172,100
総計				732,600

↓

「9. その他」欄に休業手当の支払月、一時帰休の実施期間（開始したときは「〇月から一時帰休」と記入します。）

月	支払基礎日数	基本給	残業手当	合計
4月	31日	282,600	0	282,600
5月	30日	277,900	0	277,900
6月	31日	172,100	0	172,100
総計				732,600

報酬月額 = (282,600円 + 277,900円 + 172,100円) ÷ 3 = 244,200円

フクシマ社会保険労務士法人
労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会
〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F
TEL: 082-293-8102 FAX: 082-293-8104
E-mail: info@jinji-fuku.jp URL: http://www.jinji.fuku.jp

